

長岡市建設工事の入札に係る総合評価方式試行要領（令和7年3月18日公告第59号）新旧対照表

新	旧
<p>（高度の技術等を含む技術提案を求めた場合の設計額）</p> <p>第13条 当該工事の担当課長は、新技術及び特殊な施工方法等の高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めたときは、経済性に配慮しつつ、各々の提案とそれに要する費用とが適切であるかを審査し、最も優れた提案を採用できるよう設計額を作成することができる。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>2 前項の場合において、当該工事の担当課長は、当該技術提案の審査に当たり、アドバイザーの意見を聴取しなければならない。ただし、選定委員会を設ける場合において、選定委員会の学識経験者の委員の意見を聴くときは、この限りでない。</u></p> <p>（総合評価の方法及び落札候補者の決定）</p> <p>第14条 総合評価の方法は、次に掲げる算式により算出された<u>総合評価点</u>により評価を行う。</p> <p>_____ <u>総合評価点</u> = 価格評価点 + 技術評価点 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>（高度の技術等を含む技術提案を求めた場合の設計額）</p> <p>第13条 当該工事の担当課長は、新技術及び特殊な施工方法等の高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めたときは、経済性に配慮しつつ、各々の提案とそれに要する費用とが適切であるかを審査し、最も優れた提案を採用できるよう設計額を作成することができる。<u>この場合において、当該工事の担当課長は、当該技術提案の審査に当たり、アドバイザーの意見を聴取しなければならない。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>（総合評価の方法及び落札候補者の決定）</p> <p>第14条 総合評価の方法は、次に掲げる算式により算出された<u>評価点</u> _____ により評価を行う。</p> <p>(1) <u>評価点</u> _____ = 価格評価点 + 技術評価点。この場合において、<u>技術評価点は、入札参加者から提出された技術資料について、各評価項目を点数化した得点の合計点とする。</u></p> <p>(2) <u>価格評価点 = 配点 × 最低価格 / 入札価格</u></p> <p><u>ア 最低価格は、入札参加者が入札した価格のうち、有効なものの最低価格とする。</u></p> <p><u>イ 価格評価点は、予定価格の範囲内</u></p>

2 価格評価点及び技術評価点の配点及び算定方法については、長岡市建設工事の入札に係る総合評価方式試行要領の運用基準（平成19年長岡市公告第166号。以下「運用基準」という。）で定めるものとする。

3 総合評価点の最も高い入札参加者を落札候補者とする。ただし、落札候補者となった者の入札価格が長岡市建設工事低入札価格調査取扱試行要領（平成30年長岡市公告第61号）第2項第1号に該当する場合は、低入札価格調査を行う。

4 総合評価点の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。

（入札参加資格の審査及び落札者の決定）

第16条 要綱第10条の規定は、総合評価方式に準用する。この場合において、同条第2項中「当該落札候補者の次順位である者」とあるのは、「総合評価点の次順位である者」とする。

（評価結果等の公表）

第21条 市長は、総合評価方式を適用した工事において落札者を決定した場合は、入札参加者に結果を通知するとともに、次に掲げる事項を公表する。

(1)～(4) (略)

(5) 各入札参加者の総合評価点

2 入札参加者は、前項の規定により公開された総合評価点等について、結果通知の日から7日以内に、市長に対して疑義の照会をすることができる。

3 (略)

で算出されるものとする。

2 評価点の最も高い入札参加者を落札候補者とする。

3 評価点の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。

（入札参加資格の審査及び落札者の決定）

第16条 要綱第10条の規定は、総合評価方式に準用する。この場合において、同条第2項中「当該落札候補者の次順位である者」とあるのは、「評価点の次順位である者」とする。

（評価結果等の公表）

第21条 市長は、総合評価方式を適用した工事において落札者を決定した場合は、入札参加者に結果を通知するとともに、次に掲げる事項を公表する。

(1)～(4) (略)

(5) 各入札参加者の評価点

2 入札参加者は、前項の規定により公開された評価点等について、結果通知の日から7日以内に、市長に対して疑義の照会をすることができる。

3 (略)

#### 附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。